

中央労働災害防止協会
北海道安全衛生サービスセンター
所長 池田 和博

中小規模事業場安全衛生サポート事業のご案内について

昭和 47 年の労働安全衛生法の制定以降、製造業の労働災害は年々減少してきましたが、中小規模事業場の災害発生率は依然高く、平成 23 年の死傷者の年千人率を見ると、規模 300 人以上で 0.94 に対し、50～99 人で 3.32、30～49 人では、4.37 と跳ね上がります。

こうした背景の下、平成 25 年を初年度として国が策定した第 12 次労働災害防止計画（5 ヶ年計画）では、国と中央労働災害防止協会（中災防）の連携した取組みとして、製造業の中小規模事業場の安全衛生活動の底上げを支援することとしています。

そこで、平成 25 年度より、厚生労働省の補助事業として安全衛生の専門家が事業場の現場を全般的な視点で確認し、その結果に基づき改善のためのヒントやアドバイス等を行う「中小規模事業場安全衛生サポート事業」がスタートしました。

この事業は、ご要望により機械災害の防止、腰痛予防、ヒューマンエラー事故防止、化学物質管理などテーマを絞り込んだ現場確認とアドバイスも行います。また、現場確認と合わせ、フォローアップとして講演・研修等にもご利用いただけます。

対象となる事業場は、製造業等であって、安全衛生を向上させて安全で安心な職場をめざす、労働者数が概ね 100 人未満の労災保険適用の事業場ですが、工業団地などの地域別の集団、業種別組合、製造業等の事業場の構内安全衛生協力会等の団体を対象とした安全衛生に関する集合研修も可能です。

是非この機会に本事業をご活用いただき、安全衛生の向上に役立てていただければと存じます。